

平成22年8月16日

高圧ガス保安協会 御中

経 済 産 業 省
原子力安全・保安院
保 安 課

スクーバダイビング用ナイトロックス・ガスに関する規制について

容器保安規則等の一部を改正する省令（平成22年8月16日公布、平成22年経済産業省令第49号）の制定（平成22年9月16日施行予定）により、スクーバダイビング用として今後の普及が見込まれるナイトロックス・ガスについて、高圧ガスとしての保安確保の観点から必要な規制を行います。

ついては、下記の変更点及び留意点について、貴協会会員等に対し周知していただきますようお願いいたします。

1. 変更点

- (1) ナイトロックス・ガスについて、販売する際に災害の防止に必要な事項を周知させるべき高圧ガスとして指定しました。

○関係条文抜粋

一般高圧ガス保安規則

（周知させるべき高圧ガスの指定等）

第39条 法第20条の5第1項の高圧ガスであつて経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 四 スクーバダイビング呼吸用のガスであつて、当該ガス中の酸素及び窒素の容量の合計が全容量の98パーセント以上で、かつ、酸素の容量が全容量の21パーセント以上のもの（前号に掲げるものを除く。）

- (2) アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器について空気又はナイトロックス・ガスを充てんするためのものとする用語の定義の改正を行いました。

○関係条文抜粋

容器保安規則

（用語の定義）

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 十七の四 アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器 アルミニウム合金で製造された継目な

し容器であつて、スクーバ用として空気又は一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第39条第1項第4号に定めるガスを充てんするためのもの

2. 留意点

- (1) 平成22年9月16日から、ナイトロックス・ガスを販売する者は、購入者に対して、災害の発生を防止するために必要な事項を記載した書面を配布し、その内容を周知させなければなりません。
- (2) アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器にナイトロックス・ガスを充てんする場合には、平成22年9月16日から平成22年12月31日（ただし、12月31日において、前回の容器検査又は容器再検査の実施日の前月末から1年1ヶ月を経過していないものについては、1年1ヶ月を経過する日）までに、当該容器について容器再検査を受けるとともに、SCUBAと刻印する必要があります。
- (3) 上記(2)の平成22年9月16日以降の容器再検査を受け、SCUBAと刻印するまでの間は、ペイントなどで、容器にはっきりとわかりやすくSCUBAと表示してください（表示されていない場合にはナイトロックス・ガスを充てんできません）。文字が消えてしまった場合には再度表示してください。文字の大きさは、縦・横5センチメートル程度を目安としてください。